

## GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて【情報提供】

### 1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第2弾となる「植物管理ボランティア(約2,000人)」及び「運営ボランティア(約10,000人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026年7月頃から募集を開始する予定です。

### 2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 募集概要

	植物管理ボランティア(約2,000人)	運営ボランティア(約10,000人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・2027年4月2日時点で満15歳以上の方(中学生を除く) ・8日以上活動していただける方(2種類応募する場合16日以上)	
活動期間	2027年3月19日(金)～9月26日(日)	
活動時間	1日当たり4時間程度を想定	
募集締切	2026年4月30日(木)17時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027公式サイトボランティアページ」 <a href="https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/">https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/</a>	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950(受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026年3～4月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で10回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027公式サイトボランティアページで順次発表します。

### 【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

### 【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド 会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理 会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営 会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介			
	⑤フィールドづくり フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑥プログラム 運営補助 様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

次の万博は横浜です！  
市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



詳細は公式  
WEBサイトへ



画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】2027年3月19日(金)～9月26日(日)

【開催場所】旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

【テーマ】幸せを創る明日の風景

【開催者】GREEN×EXPO協会  
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

GREEN×EXPO 2027に  
ボランティアとして  
参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター  
トゥンクトゥン

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだと喜び花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。



横浜市長 山中 竹春

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきませんか。

皆様と一緒にできることを、心よりお待ちしています。



あなたに合った  
活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに  
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

# ボランティアとして参加してみませんか？

## EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

### 募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



### 植物管理ボランティア

募集人数 ▶ 約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



### 運営ボランティア

募集人数 ▶ 約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

### お問い合わせ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



## 横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。

※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



### ツアーガイド

募集人数 ▶ 約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



### フィールドづくり

募集人数 ▶ 約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



### プログラム運営補助

募集人数 ▶ 約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。



## 特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分

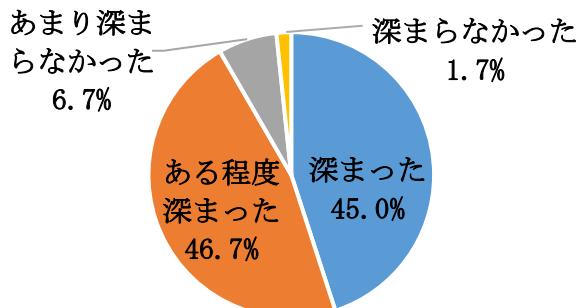
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270人

<アンケート結果>

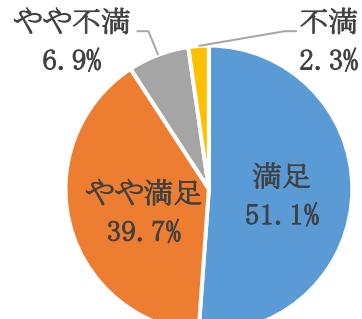
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

**深まった・ある程度深まった 91.7%**



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

**満足・やや満足 90.8%**



## <シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

## 4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

### (1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ヶ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

### (2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	中山 竹春（横浜市長） 紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰） 辻 琢也 さん（一橋大学教授）

### (3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で  
参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ►



### (4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

## 5 国等への要望・要請

### (1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、「『特別市』の法制化の実現」を、総務省に要望しました。

### (2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

### (3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

### (4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

## 6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

### 諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

### 【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX: 045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

# 大都市の未来を考える

# 指定都市市長会 シンポジウム

## ～新たな大都市制度について～

2026(令和8年)

# 3/22日

13:30~15:30(開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分  
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料  
(事前申込制) 定員300名

### 第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

### 第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

中山 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



参加申込は  
こちら



中山 竹春  
横浜市長



紺野 美沙子さん  
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん  
一橋大学教授

—主催—



指定都市市長会



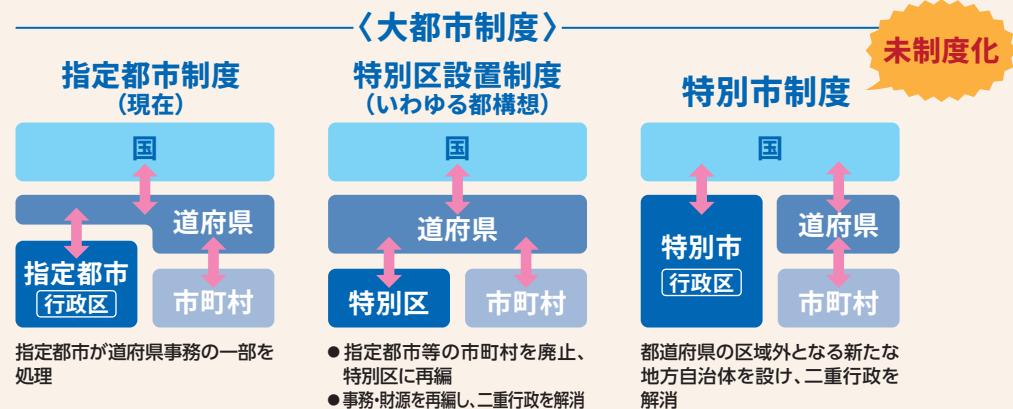
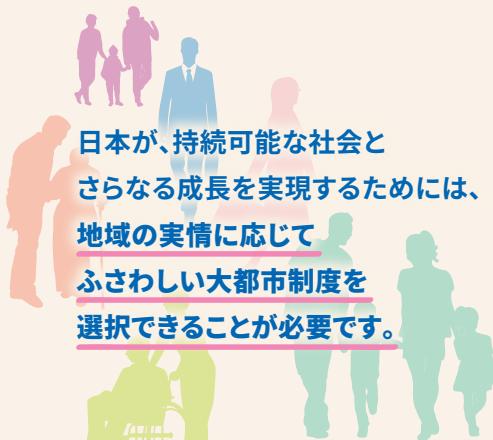
—主催—



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

# 横浜市を含む政令指定都市は、特別市などの多様な大都市制度の早期実現を目指しています



## 登壇者プロフィール



山中 竹春  
横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士（理学）。アメリカ国立衛生研究所（NIH/NIEHS）研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約（GCom）理事（東アジア地域代表）、経済協力開発機構（OECD）チャンピオン・メイヤー、イクレイ世界理事会理事（サーキュラー成長担当）。



紺野 美沙子さん  
俳優・朗読座主宰

1980年、慶應義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画（UNDP）親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から紺野美沙子の朗読座を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん  
一橋大学教授

東京大学大学院博士（学術）  
専門分野：行政学・地方自治論  
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、  
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、  
横浜市大都市自治研究会座長、  
第30次・第31次・第34次地方制度調査会委員、  
指定都市市長会「多様な大都市制度実現  
プロジェクト」アドバイザー。

## お申込み方法

### 申込締切：3月18日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は3月11日(水)までにお申込みください。  
※申込者多数により参加不可の場合は3月19日(木)までに連絡します。

WEB  
から

申込みフォーム →



FAX  
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上  
ご送信ください。

## アクセス

### 青葉公会堂

（青葉区市ヶ尾町31番地4）



東急田園都市線  
「市ヶ尾駅」下車 徒歩10分  
東急バス・小田急バス  
「青葉区総合庁舎」下車すぐ  
※シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。  
※ご来館の際には、できるだけ電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

フリガナ		電話番号	—	—
氏名		メールアドレス		
年代	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80代以上			
居住地	<input type="checkbox"/> 横浜市内(区) <input type="checkbox"/> 神奈川県内 <input type="checkbox"/> 神奈川県外			
アンケート	<p>① 横浜市が早期法制化を目指す「特別市」について、どの程度知っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> よく知っている <input type="checkbox"/> 聞いたことがあります、内容もある程度知っている</p> <p><input type="checkbox"/> 聞いたことはあるが、内容はよく知らない <input type="checkbox"/> 聞いたことがなく、内容もよく知らない</p> <p>② 「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。</p>			
ご希望の方のみ	<input type="checkbox"/> 車いす席 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 筆記通訳			

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

鶴政第1384号  
令和8年2月19日

自治会・町内会長様

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄  
横浜市政策経営局長 松浦 淳  
横浜市議会局長 豊 基信

### 広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月、 令和9年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和8年10月と令和9年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

鶴見区区政推進課広報相談係 TEL510-1680 FAX510-1891

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。  
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和8年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (5) 鶴見区社会福祉協議会が例年全戸配布している「共同募金鶴見区だより」を配送するにあたり、広報配布担当者の情報（住所・氏名・連絡先）を鶴見区社会福祉協議会に提供いたします。あらかじめ御了承ください。

担当：鶴見区区政推進課広報相談係

TEL510-1680 FAX510-1891

政策経営局広報・プロモーション戦略課  
広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

連絡先：鶴見区役所広報相談係

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：510-1680～1682 ファクス：510-1891

広報よこはまの配布にご協力いただきありがとうございます。

**配布担当者様・配送先・部数などに変更がある場合は、下記の連絡票に必要事項をご記入のうえ、変更を希望する月の前月10日までに区役所広報相談係まで電話またはファクス、郵送にてご連絡ください。**

## 「広報よこはま」の配送先などの変更事項連絡票

●記入日	令和 年 月 日
●変更時期	令和 年 月号から <b>※前月の10日までにご連絡ください</b>
●配布団体名 (自治会・町内会、 マンション名など)	記入者ご氏名 (電話 )

●変更内容 <b>※変更点のみを記入してください</b>			
変更事項	変更前		変更後
配布担当者	氏名		氏名
	電話		電話
配送先 <small>※自治会館などの場合は 建物名もご記入ください</small>	住所	〒230- 鶴見区	住所
配布部数		部	部
その他			

市連会 2月定例会説明資料

令和8年2月12日

神奈川県共同募金会横浜市支会

(横浜市社会福祉協議会)

横浜市町内会連合会 会長 様

社会福祉法人

神奈川県共同募金会横浜市支会

支会長 石内 亮

## 令和8年度共同募金運動について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の9割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和8年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。令和8年度共同募金運動における戸別募金へのご協力をお願いします。

### 2 実施時期

令和8年10月1日から12月31日まで

### 3 添付資料

(1) 令和7年度共同募金実績（中間報告）について

(2) 令和8年度共同募金目標額 区別内訳表

(3) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績（参考）

横浜市社会福祉協議会内

担当 梅木、山村

TEL : (201) 8617

FAX : 050-3153-7767

akaihane@yokohamashakyo.jp

# 令和7年度 共同募金募金実績(中間報告)について

## 市内の募金実績

令和7年度共同募金運動について、令和8年1月15日現在の実績を報告いたします。

皆様のご協力に重ねてお礼申しあげます。

(単位:円)

支 会 名	令和7年度実績(中間)	令和6年度 同時期実績	前年度差額
鶴 見 区	21,052,074	21,653,936	△ 601,862
神 奈 川 区	24,022,965	24,893,965	△ 871,000
西 区	7,573,833	8,124,214	△ 550,381
中 区	8,290,978	8,394,851	△ 103,873
南 区	15,141,290	15,575,466	△ 434,176
港 南 区	14,386,937	15,047,179	△ 660,242
保 土 ケ 谷 区	13,418,823	13,813,393	△ 394,570
旭 区	14,893,436	15,852,497	△ 959,061
磯 子 区	14,884,181	15,539,199	△ 655,018
金 沢 区	20,539,372	21,161,231	△ 621,859
港 北 区	37,293,570	39,674,731	△ 2,381,161
緑 区	18,932,380	19,498,736	△ 566,356
青 葉 区	29,872,168	31,758,134	△ 1,885,966
都 筑 区	12,653,062	13,745,120	△ 1,092,058
戸 塚 区	16,588,751	16,706,883	△ 118,132
栄 区	9,640,318	10,074,187	△ 433,869
泉 区	10,115,074	9,816,551	298,523
瀬 谷 区	6,899,521	7,589,300	△ 689,779
横 浜 市	4,399,549	4,483,699	△ 84,150
合 计	300,598,282	313,403,272	△ 12,804,990

## 令和8年度共同募金目標額 区別内訳表

●広域計画分目標額(A)

横浜市広域計画分目標額を各区の世帯と人口の増減をもとに18区支会で分担し、各区広域計画分目標額とします。

●地域計画分目標額(C)及び年末たすけあい目標額(D)

18区支会と市支会それぞれが独自に設定します。

(単位:円)

支会名	目標額 (A+B)	A:広域計画分 目標額	B:地域計画分 小計(C+D)	C:地域計画分 目標額	D:年末たすけあい 目標額
鶴見区	<b>31,880,000</b>	15,610,000	16,270,000	9,420,000	6,850,000
神奈川区	<b>40,360,000</b>	13,660,000	26,700,000	7,830,000	18,870,000
西区	<b>15,940,000</b>	5,940,000	10,000,000	6,500,000	3,500,000
中区	<b>18,210,000</b>	8,660,000	9,550,000	7,050,000	2,500,000
南区	<b>24,290,000</b>	10,880,000	13,410,000	7,970,000	5,440,000
港南区	<b>23,480,000</b>	10,580,000	12,900,000	8,300,000	4,600,000
保土ヶ谷区	<b>29,280,000</b>	10,640,000	18,640,000	10,340,000	8,300,000
旭区	<b>27,930,000</b>	11,920,000	16,010,000	8,010,000	8,000,000
磯子区	<b>24,190,000</b>	8,450,000	15,740,000	8,250,000	7,490,000
金沢区	<b>26,250,000</b>	9,750,000	16,500,000	8,400,000	8,100,000
港北区	<b>49,550,000</b>	19,070,000	30,480,000	9,270,000	21,210,000
緑区	<b>25,020,000</b>	9,040,000	15,980,000	5,450,000	10,530,000
青葉区	<b>41,770,000</b>	15,110,000	26,660,000	9,280,000	17,380,000
都筑区	<b>26,690,000</b>	10,220,000	16,470,000	6,320,000	10,150,000
戸塚区	<b>29,080,000</b>	13,890,000	15,190,000	10,230,000	4,960,000
栄区	<b>13,040,000</b>	5,970,000	7,070,000	4,850,000	2,220,000
泉区	<b>15,090,000</b>	7,280,000	7,810,000	6,810,000	1,000,000
瀬谷区	<b>14,390,000</b>	5,990,000	8,400,000	6,200,000	2,200,000
小計	<b>476,440,000</b>	192,660,000	283,780,000	140,480,000	143,300,000
横浜市	<b>17,070,000</b>	70,000	17,000,000	17,000,000	0
合計	<b>493,510,000</b>	192,730,000	300,780,000	157,480,000	143,300,000

# 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績

<参考>

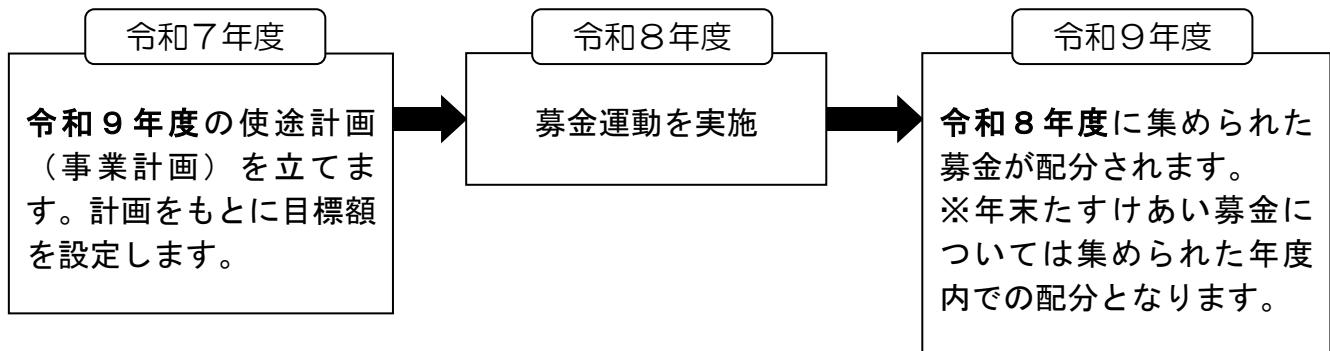


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

## 1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



### 【募金の種類】

一般募金（運動期間 10月1日～12月31日）		年末たすけあい募金 (運動期間 12月1日～31日)
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に <u>施設整備や備品取得</u> 、または、 <u>事業運営費の経費</u> として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に <u>配分</u> 」され、 <u>地域福祉推進事業</u> を行うとともに、 <u>社会福祉活動団体等へ配分</u> を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。

## 2. 募金実績（令和6年度）

### （1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市の実績は3億3,523万6,106円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	214,333,169	661,206,577
県全体に占める割合	32.42%	100%
年末たすけあい募金（円）	120,902,937	312,884,337
県全体に占める割合	38.64%	100%
募金総額（円）	335,236,106	974,090,914
県全体に占める割合	34.42%	100%

### （2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

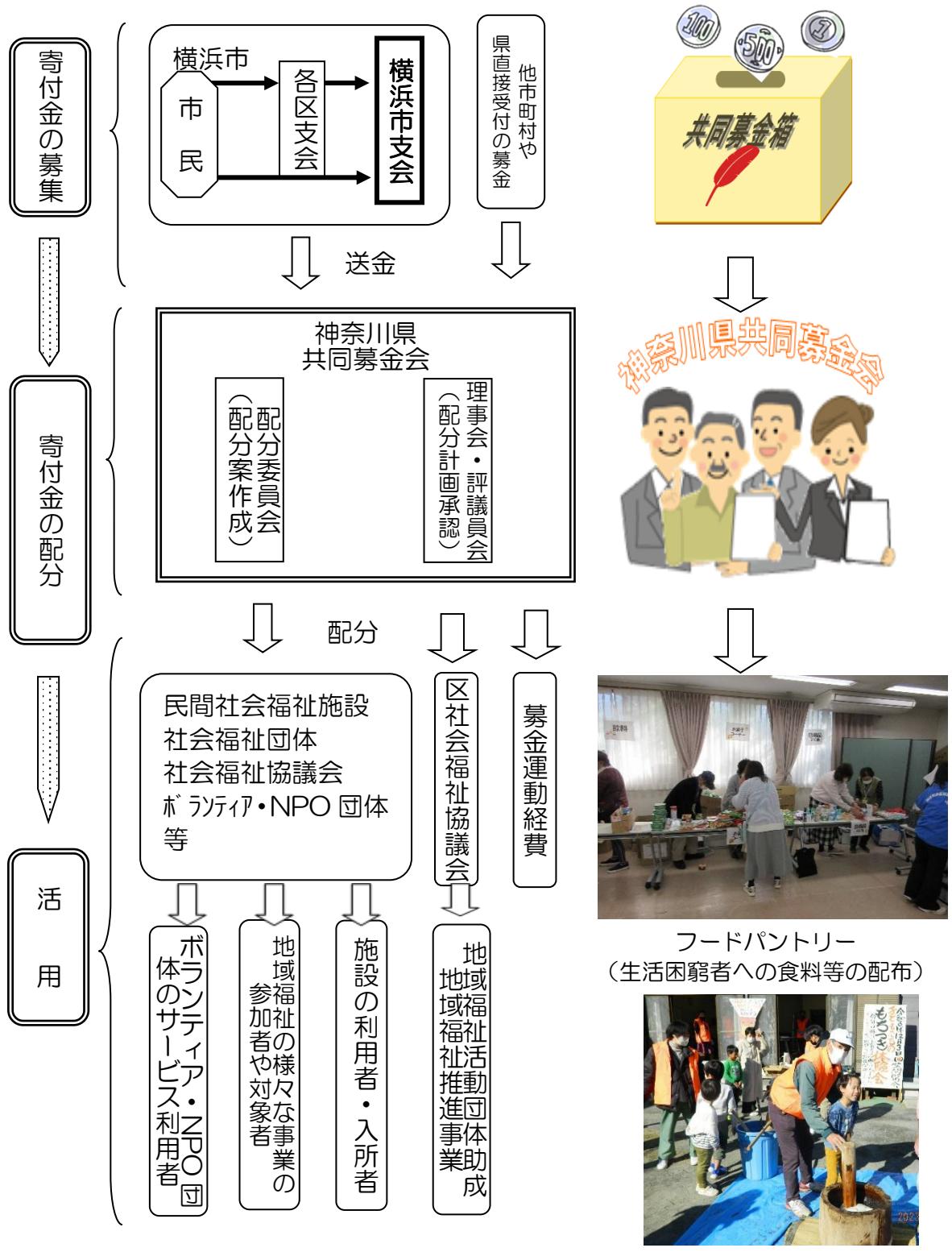
<横浜市内募金種別実績>

(単位：円)

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	182,190,734	85.00%	118,313,381	97.86%
街頭募金	8,181,768	3.82%	37,095	0.03%
法人募金	6,134,559	2.86%	258,873	0.22%
職域募金	5,487,171	2.56%	543,778	0.45%
校内募金	1,053,549	0.49%	77,912	0.06%
イベント募金	2,122,114	0.99%	0	0.00%
その他	9,163,274	4.28%	1,671,898	1.38%
合計	214,333,169	100.00%	120,902,937	100.00%

### 3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



## 4. 寄付金の使途

令和5年度にお寄せいただいた一般募金は令和6年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和6年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の 配分額（円）
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等	111,119,756
②	社会福祉施設利用者支援のための機器整備等	保育所のトイレ改修工事 障害者施設の授産事業用トラック整備事業 障害者施設の業務用冷凍冷蔵庫整備事業等	32,180,000
③	社会福祉団体の活動支援	里親会による研修会開催事業 児童養護施設の子どもたちの作品展等開催事業 いのちの電話広報啓発事業等	29,200,000
④	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	15,930,000
⑤	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,300,000
合計			215,729,756

令和6年募金(令和6年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	62,859,467
令和5年募金(令和6年配分) 上記以外にも、NHK 年末たすけあい・神奈川新聞年末たすけあいから、横浜市内の社会福祉団体に配分されました。		25,945,910

共同募金に関する問い合わせ先  
神奈川県共同募金会 横浜市支会  
電話：201-8617

## 令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

### 3 依頼事項

- (1) 推荐準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推荐書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。</li> </ul>
推薦準備会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。</li> </ul>
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成区への提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。</li> </ul>	

<裏面あり>

#### 4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

#### 5 添付資料

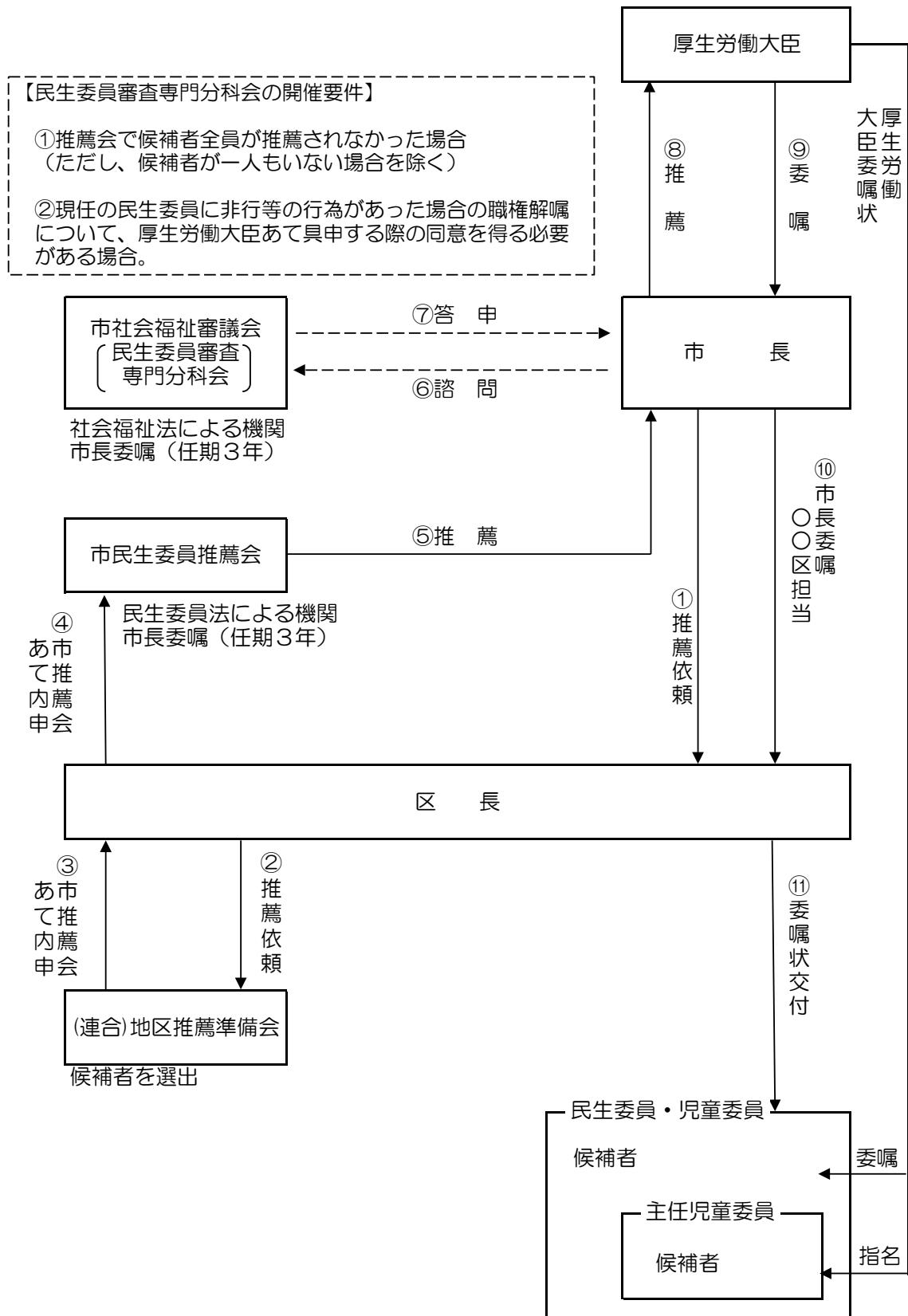
- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 資料7 民生委員の活動案内資料
- 資料8 鶴見区欠員状況

担当：福祉保健課 小林、深沢  
電話：045-510-1791  
FAX：045-510-1792

## 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和8年7月1日付け委嘱	令和8年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和 8年 7月 1日から 令和 10年 11月 30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和 8年 12月 1日から 令和 10年 11月 30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼  連合・地区推薦準備会開催	
4月	上旬 中旬 下旬	区への書類提出期限 (4/17(金))	
5月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7月	上旬 中旬 下旬	令和8年7月1日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9月	上旬 中旬 下旬		
10月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
11月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬		令和8年12月1日付け委嘱

## 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500人が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

#### 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### 【会費の負担】

#### 年間 9,500 円（令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

### 【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共に事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関プロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関プロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
<b>市民児協会費 計</b>	<b>7,500</b>	

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
②年齢要件 <b>(基準日)</b> <b>令和8(2026)年4月1日</b>	<p>◆新任 <b>68歳</b>までの方 (昭和32年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳（昭和26年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 <b>74歳</b>までの方 (昭和26年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 <b>54歳</b>までの方 (昭和46年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳（昭和42年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 <b>60歳</b>までの方 (昭和40年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳（昭和36年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方  <b>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</b></p>	
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

	<p style="text-align: right;">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p><b>開催までの準備</b></p> <p>・<b>候補者の人選</b> 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> <p>・<b>推薦人の人選</b> 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</p> <p>・<b>開催の案内</b> 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</p> <p style="text-align: center;"><b>開 催</b></p> <p>①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。</p> <p>②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。</p> <p>③審議 主に次の点について審議します。        • 適任者の要件を満たしているか。        • 留意事項を確認しているか。        • 年齢要件、居住要件を満たしているか。        • 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。</p> <p>④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。</p> <p><b>候補者の内申</b></p> <p>推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。</p> <p>(1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」        (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」        (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」</p>

# 令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計		
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数	
		男	女		男	女		男	女
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	143

\* 定数は令和7年12月1日現在

# やってみませんか？／ 民生委員・児童委員



横浜市では、約4,400人の民生委員\*が地域を支えています

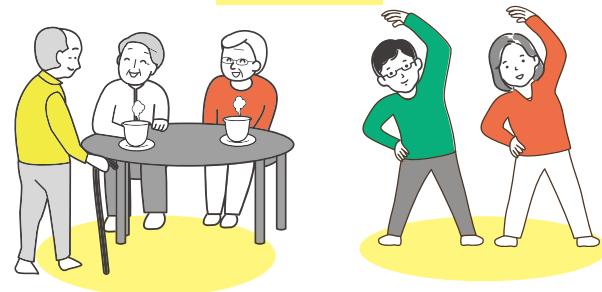
\*主任児童委員も含む

## 民生委員ってどんなことをするの？

**相談者の声を聞き  
福祉サービスにつなぎます**



**仲間と一緒に  
地域のゆるやかなつながりを  
育みます**



### 民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが  
楽しめた

福祉の仕組みに  
詳しくなれた

人や地域に  
貢献できたという  
充実感を得られた

仲の良い友達  
ができた





具体的には  
こんな感じです

見守り

相談・  
情報提供

交流の場  
づくり

つなぎ役

## ある1か月の活動例



## Q&Aよくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わず相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-510-1791) へご相談ください。

令和7年1月発行

# 民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



## 日ごろの活動

**見 守 り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け

**相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します

**地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます

**交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています

**行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

## 活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

## 次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| × 身の回りの世話をしてほしい | × 子どもを預かってほしい |
| × 救急車に同乗してほしい   | × お金を貸してほしい   |
| × 保証人になってほしい    |               |

## 民生委員活動の基本

### 地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

### 民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

### 身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

## 活動費の支給と会費のご負担

### <活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### <会費のご負担> 年間 9,500 円(令和7年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担当 当:鶴見区役所福祉保健課運営企画係 連絡先:045-510-1791

# 鶴見区欠員状況

## 1 民生委員・児童委員(欠員数 22人)

(令和8年7月1日欠員補充)

地区	担当地区	自治会町内会名	欠員期間
矢向地区	矢向一丁目第1	矢向一丁目町内会	R7.12.1～
矢向地区	矢向一丁目第2	矢向一丁目町内会	R7.12.1～
矢向地区	矢向四丁目第1	矢向四丁目町内会	R7.12.1～
市場第二地区	市場上町第2	市場上町町内会	R7.12.1～
鶴見中央地区	鶴見下第2の2	鶴見中央下第二町内会	R4.12.1～
潮田中央地区	栄町2丁目	栄町睦会	R7.12.1～
潮田東部地区	仲通3丁目南	仲通三丁目自治会	R7.12.1～
潮田東部地区	浜町2丁目	浜町二丁目入船自治会	R7.12.1～
潮見橋地区	下野谷町3丁目	下野谷町三丁目自治会	R7.12.1～
生麦第一地区	生麦北町中部第1	生麦北町中部町内会	R7.12.1～
生麦第一地区	生麦南仲町第1	南仲町会	R7.12.1～
生麦第一地区	柳町第2	柳町町会	R7.12.1～
生麦第二地区	東寺尾第2の2	東寺尾第二自治会	R8.2.1～
生麦第二地区	生麦住宅	生麦住宅自治会	R1.12.1～
豊岡地区	寺谷第1	寺谷自治会	R7.12.1～
豊岡地区	佃野第5	佃野町内会	未定

寺尾第二地区	馬場西部第3	馬場西部自治会	R7.12.5～
上末吉地区	上末吉1丁目第1	上末吉一丁目町会	R7.12.1～
上末吉地区	上末吉5丁目第2	上末吉五丁目町会	R7.2.1～
上末吉地区	梶山	梶山自治会	R7.12.1～
下末吉地区	下末吉第1の2	下末吉第一睦町会	R7.12.1～
下末吉地区	下末吉三島第2	下末吉三島町自治会	R7.12.1～

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例  
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

## 4 パブリックコメントの概要

### (1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

### (2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



### イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

## 意見提出方法

## 1 スマートフォンを使用する場合

右の二次元コードを読み込み、  
本市の電子申請・届出システムから  
提出してください。



## 2 パソコンを使用する場合

下記よりアクセスしてください。  
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

## 3 郵送の場合

下記まで郵送してください。令和8年3月15日(日)消印有効です。  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 資源循環局街の美化推進課 宛

## 注意事項

- ご意見への直接の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話・口頭でのご意見の受付はいたしません。
- いただいたご意見の内容は、後日ホームページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用します。

○お問い合わせ 資源循環局街の美化推進課 電話番号:045-671-2556

## 意見提出書

資源循環局街の美化推進課 宛

令和8年 月 日

- 【住所等】  市内在住(      区)  市外在住  その他(事業者等) 年代・喫煙習慣の欄は記入不要です
- 【年 代】  20歳未満  20歳代  30歳代  40歳代  
 50歳代  60歳代  70歳代  80歳以上
- 【喫煙習慣】  毎日吸っている  ときどき吸う日がある  
 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない  吸わない

本市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める予定です。  
市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することについて、ご意見をお聞かせください。

～横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例改正に係る  
パブリックコメントの実施について～

# 横浜市内全域で屋外の公共の場所での 喫煙を禁止することについて、 みなさんのご意見をお聞かせください。

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、横浜市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することを検討しています。



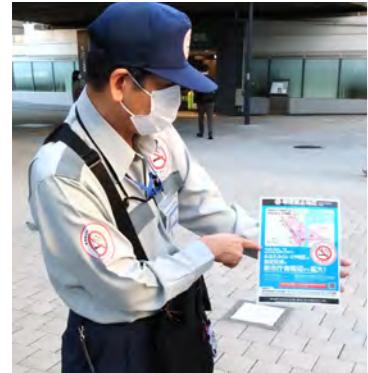
## 1 本市の取組

### (1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

### (2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



巡回指導の様子

### 【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きたばこの火によるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会はありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はなかった	22%
歩きたばこ	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

## 2 現状の課題と今後の方向性

### 課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

### 方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

### 課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まっての喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

### 方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

### 課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

### 方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

## 3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

○市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)

○特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。

○同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

### 現行

#### 屋外(市内全域)

##### 歩行喫煙禁止 (努力義務)

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない  
※令和7年4月～  
市立公園禁煙

##### 喫煙禁止地区

喫煙禁止  
罰則(過料2,000円)

### 改正後

#### 屋外(市内全域)

##### 喫煙禁止 (禁止規定)

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止  
立ち止まっての喫煙も含む  
※原則、私有地は除く

##### 喫煙禁止重点地区

喫煙禁止  
罰則(過料2,000円)

## 自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和8年4月1日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

### 2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和8年4月1日(水)9時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

#### (3) ポータル活用で期待できる効果

##### ① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

##### ② 2回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

##### ③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを隨時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

##### ④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

#### 4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ①発送時期：令和8年3月下旬
- ②発送方法：配送ルート便
- ③内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

##### 【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを確実に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの活用を開始する際に必要となりますで、大切に保管いただきますようお願ひいたします。

#### 5 運用開始にあたって

運用開始日（令和8年4月1日（水）9時）以降、初期設定マニュアル（3月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

##### （1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていたことで、ポータルの管理者として登録されます。

##### （2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 資料No. 8

市連会2月定例会説明資料  
令和8年2月12日  
市民局地域支援部

### 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

#### 1 趣旨

令和8年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和8年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和8年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

#### 2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

#### 3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和8年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和7年度で終了しました。

#### 4 添付資料

令和8年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

#### 5 備考

令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笛尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

Eメール：[sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp)

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片渕

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：[sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp)

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
拡充 <b>地域防犯カメラ設置補助金</b>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。 <u>補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 <b>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</b>	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 (市民局地域活動推進課)
例年同 <b>地域活動推進費補助金</b>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 (区地域振興課)
例年同 <b>地域防犯灯維持管理費補助金</b>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 <b>自治会町内会館整備費補助金</b>	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入 1500万円（1m <sup>2</sup> あたり12.5万円を限度）、修繕 250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 <b>町の防災組織活動費補助金</b>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 (区総務課)

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設  
(申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内)

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

鶴見区自治連合会定例会  
会議資料  
令和8年2月19日  
こども青少年局こども家庭課

# 妊産婦・乳幼児の災害対策について

# 1 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策の取り組みについて

令和6年の年頭に発生した能登半島地震を踏まえて、本市では地震対策の再検証・検討を行いました。その取組の一つとして「妊産婦・乳幼児の災害対策」に取り組んでいます。

妊産婦及び乳幼児はその心身の特性上、当事者及びその家族の平時からの災害への備えはもちろん、災害時の避難行動及び避難生活などにおいて、より配慮が必要であることを前提に、支援をすることが重要です。

災害が起こった時でも、妊産婦・乳幼児及びその家族が適切な災害対応を行えること、及び避難生活が必要になった際に、心身共に安心・安全に過ごせることを目的に、災害への備えについての広報・啓発活動及び避難環境の整備に取り組んでいます。

## 2 横浜市地震防災戦略（令和7年3月改定）の中の位置づけ



横浜市地震防災戦略において、

戦略の柱2『誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築』の中の、  
施策3『配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援』に、

妊産婦・乳幼児の災害対策について記載しています。

【戦略の柱2】 誰もが安心して 避難生活を送る ことができる 仕組みの構築	施策1	避難所環境の向上	小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備や耐震給水栓整備の加速、災害用トイレの充実、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、民間施設活用等による避難スペースの拡充などにより、安心して避難生活を送れるようになります。
	施策2	物資支援の充実	避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようになります。
	施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や福祉避難所の拡充などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源などを支援します。
	施策4	多様な避難への支援	住宅避難やヘッド逃げでの避難、半干渉避難など、でいていく事情に対応した避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
	施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。



### ★妊産婦・乳幼児の避難環境向上

妊産婦・乳幼児が避難しやすいよう避難所環境を整えるとともに、一定の配慮が必要な妊産婦・乳児のための母子専用型福祉避難所（仮称）を確保します。

取組指標	母子専用型福祉避難所（仮称）の確保		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	検討	9か所	1区1か所程度

（出典：横浜市地震防災戦略）

### 3 母子専用型福祉避難所の確保について



#### (1) 母子専用型福祉避難所の概要

定義	災害時要援護者である妊産婦・乳児が地域防災拠点に避難したのち、避難生活の継続に支障を抱える場合に、その安心安全を確保するための居場所としての福祉避難所
避難対象者	地域防災拠点の避難者のうち、拠点での避難生活継続に支障を抱える妊産婦・乳児 ※ 避難者が自力で母子専用型福祉避難所へ移動する必要あり
想定対象施設	・大学、保育・看護の専門学校等 ・既存の福祉避難所の転換や、福祉避難所になっていない児童福祉施設等も想定
備蓄品	福祉避難所（児童福祉施設）の標準備蓄に加え、産褥パッドや液体ミルクなど、妊産婦・乳児に向けた備蓄品を配備
関係機関との協力体制	市助産師会の助産師が巡回支援を実施 (巡回での入所者的心身のケア等。母子専用型福祉避難所の全設置区で実施予定。 母子専用型福祉避難所内での分娩介助・措置は想定しない。)
設置想定	・令和7年度中に市内に1か所を確保（鶴見大学） ・横浜市地震防災戦略において、令和11年度までに9か所、令和15年度までに各区1か所程度の確保を目標として設定（民間宿泊施設の活用状況なども踏まえながら検討）

# <参考> 母子専用型福祉避難所の対象者が抱える支障の例 (H28熊本地震の報告書より)

## 【妊婦の例】

- ・高齢者優先で妊婦への対応がなかった。
- ・妊婦なのに水をもらうのに3時間も並ぶのはとてもきつかった。

## 【産婦・乳児の例】

- ・子どもが夜泣きする等で迷惑をかけることへの心配
- ・避難所に配慮された設備（※）が無かった。

※：「授乳室（もしくは授乳専用のスペース）」

「子どもが遊ぶための専用スペース」

「女性のための相談室」など

- ・水などほしくても長時間並ばなければならず子どもがいると無理だった。
- ・夜でも電気がついたままで、子どもを寝かせるのに苦労した。
- ・1ヶ月の乳児がいる近くでタバコを吸う人がいた。

（出典）『熊本地震を経験した「育児中の女性」へのアンケート報告書』  
(熊本市男女共同参画センターはあもにい 発行)

今だから言える  
私は、こんな支援が欲しかった！

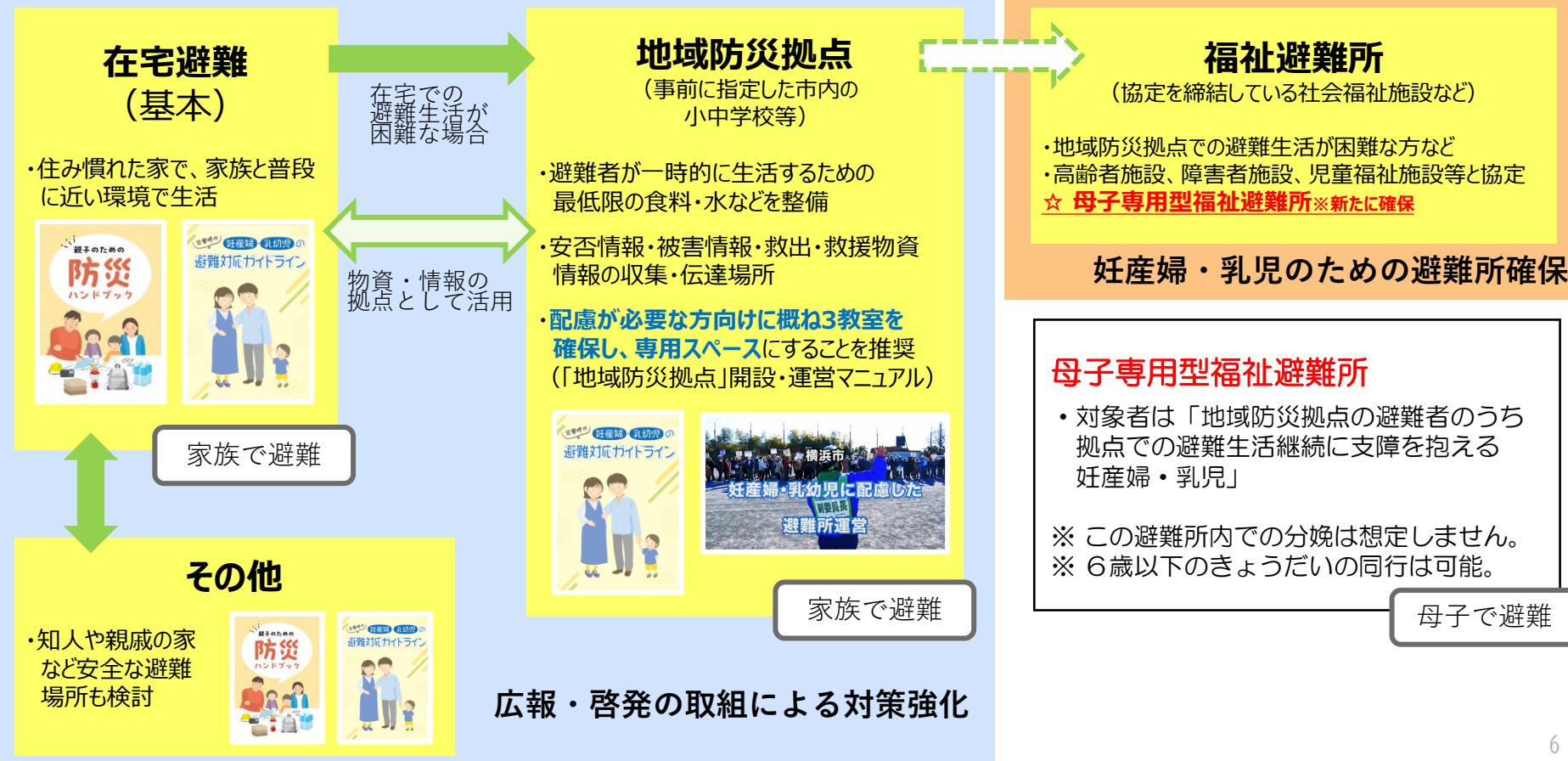
熊本地震を経験した  
「育児中の女性」へのアンケート  
報告書  
2018.03



熊本市男女共同参画センターはあもにい

### 3 母子専用型福祉避難所の確保について

#### (2) 発災時の妊産婦・乳児の避難先の全体像



### 3 母子専用型福祉避難所の確保について

#### (3) 想定スケジュール

令和8年1月 鶴見大学及び市助産師会との協定締結

3月 鶴見大学でのシミュレーション訓練  
(施設内の備蓄品展開等)

令和8年度中 鶴見大学でのシミュレーション訓練  
(地域防災拠点からの受け入れ等)

## 4 広報・啓発活動について

### (1) 各広報・啓発資材

関係者への周知やハンドブックの冊子配布に加え、市ウェブサイト等で掲載中です。

#### <ハンドブック>



#### <ガイドライン>



#### <啓発動画>



#### <啓發動画（ダイジェスト）>



# 4 広報・啓発活動について



## (2) 冊子配布・情報周知状況

広報啓発物	概要	活用状況
親子のための防災 ハンドブック	対象：妊娠婦・乳幼児及び その家族等の当事者 内容：備蓄品、連絡方法、 妊娠婦・乳幼児の チェックリスト等	・区こども家庭支援課等での配架・配布 ・市庁舎イベント「わくわく！こどもデー」等の 子育てイベントでの配架・配布
災害時の妊娠婦・ 乳幼児の避難対応 ガイドライン (市民向けガイドラ イン)	対象：妊娠婦・乳幼児及び その支援者 内容：発災時に必要な対応、 防災拠点での妊娠婦 乳幼児への配慮等	・各区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 での周知
妊娠婦・乳幼児に 配慮した避難所運営 (啓発動画)	対象：地域防災拠点運営委員会等 の支援者 内容：避難所運営、地域防災拠点 訓練の様子、運営委員の インタビュー	・各区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 での周知

# 4 広報・啓発活動について

## (3) 掲載状況

- 市ウェブサイトでの掲載

横浜市 乳幼児 妊産婦 防災



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>

- 横浜市子育て応援アプリ『パマトコ』での掲載

<https://pamatoco.city.yokohama.lg.jp/ctz/contents/a04J400000AK6XzIAL/>



- よこはま防災e-パークでの掲載

○親子のための防災ハンドブック（当事者向けハンドブック）

→ 学習資料一覧に掲載：<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/book/>



○災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン

（当事者及び地域防災拠点運営者等向け）

→ 学習資料一覧に掲載：<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/book/>



○啓発動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」

（地域防災拠点運営者等向け動画）

→ 学習動画一覧に掲載：[https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/movie/#anchor\\_03](https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/movie/#anchor_03)



## 記 者 発 表 資 料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA



令和8年1月14日  
横浜市こども青少年局こども家庭課  
鶴見大学・鶴見大学短期大学部  
一般社団法人横浜市助産師会

## 災害時における母子専用型福祉避難所に関する協定を締結します

横浜市では、令和7年3月に策定した横浜市地震防災戦略に基づき、妊産婦・乳児のための母子専用型福祉避難所の確保を進めています。このたび、本市初となる母子専用型福祉避難所の設置にあたり、鶴見大学・鶴見大学短期大学部及び一般社団法人横浜市助産師会とそれぞれ協定を締結します。

## 1 母子専用型福祉避難所とは

災害時要援護者である妊産婦・乳児が地域防災拠点に避難したのち、避難生活の継続に支障を抱える場合に、その安心・安全を確保するための居場所としての福祉避難所です。

- (1) 対象者 地域防災拠点での避難生活継続に支障を抱える妊産婦・乳児（母子での避難）
- (2) 特徴 液体ミルクなど妊産婦・乳児に特化した備蓄を用意するほか、助産師による巡回を行い、入所者の心身のケアを行います。

## 2 概要

## (1) 協定概要

災害時に母子専用型福祉避難所を開設・運営する必要があるときに、横浜市が鶴見大学・鶴見大学短期大学部及び市助産師会に協力を要請できること等を定めるもの

## (2) 協定締結日

令和8年1月19日（月）

## (3) 協定の相手方

- ア 対象施設 学校法人総持学園 鶴見大学・鶴見大学短期大学部
- イ 協力機関 一般社団法人横浜市助産師会

## 3 協定締結式等

## (1) 日時

令和8年1月19日（月） 午前11時開始

## (2) 場所

鶴見大学会館3階第二会議室（鶴見区豊岡町3-18）【JR鶴見駅から徒歩1分】

## (3) 出席者

鶴見大学・鶴見大学短期大学部	学長 高田 信敬（たかだ のぶたか）
一般社団法人横浜市助産師会	会長 高橋 景子（たかはし けいこ）
横浜市こども青少年局	局長 福嶋 誠也（ふくしま せいや）
横浜市鶴見区（設置区）	区長 渋谷 治雄（しぶや はるお）

## (4) 次第

11時00分～11時20分 協定締結式

11時20分～11時30分 関係者が取材に応じます

裏面あり



GREEN × EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上灘谷



#### 4 母子専用型福祉避難所内の様子



鶴見大学体育館入口



鶴見大学体育館柔道場内

#### 5 取材

取材を希望される場合は1月16日(金)17時までに下記お問合せ先にご連絡のうえ、当日は直接会場へお越しください。

(当日のご来場は公共交通機関をご利用いただくか、車で来場される場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。)



京急鶴見駅で下車した場合、JR  
鶴見駅の階段を上り、連絡通路  
を渡って西口へ出てください。

#### 鶴見大学・鶴見大学短期大学部の概要

法人名 学校法人 総持学園

所在地 鶴見区鶴見2丁目1番3号

建学の精神 大覚円成 報恩行持

～感謝を忘れず 真人となる～



マスコットキャラクター  
つるみん つるたん

#### 横浜市助産師会の概要

法人名 一般社団法人 横浜市助産師会

所在地 港北区新横浜1丁目16-2 SEエトワール201

会員数 118名



#### お問合せ先

こども青少年局こども家庭課長 藤浪 博子 Tel 045-671-2364



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

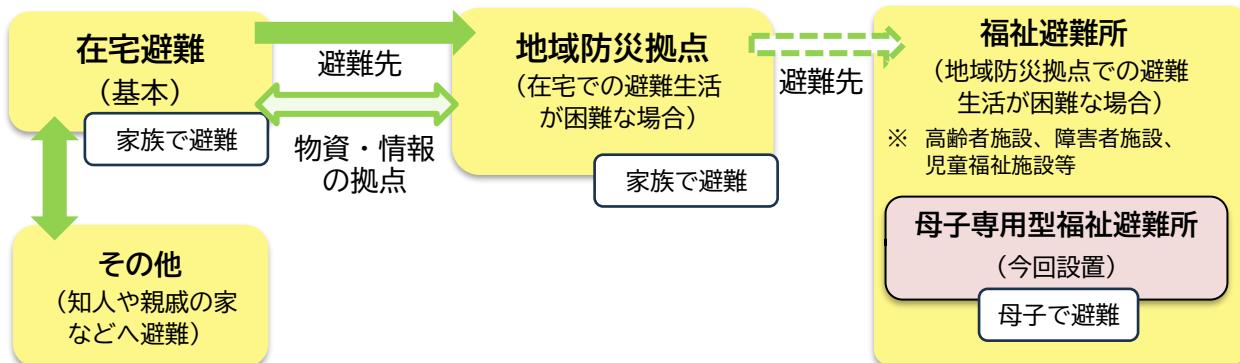
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上灘谷



## ○ 母子専用型福祉避難所の設置の経緯

妊産婦や乳児は環境の変化により心身に影響を受けやすく、災害時には様々な配慮が必要であるとの課題認識がありました。令和6年に発生した能登半島地震でも妊産婦の避難所が開設された事例があり、本市としても母子専用型福祉避難所を設置していきます。

## ○ 本市における地震発生時の妊産婦・乳児の避難環境イメージ



## ○ 横浜市地震防災戦略上の位置づけ

施策3『配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援』の重点取組として妊産婦・乳幼児の避難環境向上に取り組み、令和11年度目標値を9か所、令和15年度目標値を1区1か所程度とっています。

取組目標	母子専用型福祉避難所（仮称）の確保		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	検討	9か所	1区1か所程度

(出典：横浜市地震防災戦略)



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上灘谷



認知症があってもなくても参加できる

# オレンジカフェ

鶴見区高齢・障害支援課  
令和8年1月発行

鶴見区

## ようこそ 認知症カフェへ(オレンジカフェ)

「認知症カフェ」とは、認知症があってもなくても、誰もが気軽に参加できる居場所です。

おしゃべりはもちろん、楽器やプログラムを楽しんだり、本格的なコーヒーを味わえたり、特色もさまざまです。

身近な地域のカフェで楽しいひとときを過ごしませんか。

### 例えば、こんな人が参加しています



## 鶴見区認知症カフェ一覧



認知症が  
あっても  
なくても  
参加できる  
**オレンジ  
カフェ**  
目次

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ① もみの樹オレンジカフェ(北寺尾) .....  | P3  |
| ② オレンジ喫茶馬場谷(馬場) .....     | P5  |
| ③ サンライズカフェ(東寺尾) .....     | P7  |
| ④ オレンジカフェ鶴見(東寺尾) .....    | P9  |
| ⑤ メモリーカフェはなみづき(矢向) .....  | P11 |
| ⑥ 豊岡ふらっとカフェ(豊岡町) .....    | P13 |
| ⑦ 思い出喫茶 菜の花(本町通) .....    | P15 |
| ⑧ いちばいきいきサロン(市場大和町) ..... | P17 |
| チーム・オレンジの取組 .....         |     |
| P19                       |     |
| 認知症を理解し、応援する仲間がいます .....  |     |
| P20                       |     |
| もの忘れが気になったら .....         |     |
| P21                       |     |

音色がつなぐやさしい時間

## もみの樹オレンジカフェ



豊かな緑と花々に彩られた施設の一角。

ウクレレやフルートの音色が流れ出します。懐かしい曲の生演奏に合わせて、マラカスやハンドベルを奏でたり、歌ったり。「この曲が流れていた映画を見た」と思い出も共有し、幸せな気持ちになれるカフェです。



参加者の声

原則第4木曜日 15:00～16:00

もみの樹・横浜鶴見（北寺尾4-3-1）

三ツ池口バス停すぐ ※実施場所変更の場合あり

無料 ☎ もみの樹・横浜鶴見 045-580-7180



カフェには、施設の入所者も参加。  
音楽を楽しみながら、交流します。

ひとりではなく、みんなで音を出すことが  
大切です。大きな声で、懐かしい曲を歌  
うことは、癒しの効果があります。



参加者へのメッセージ

認知症は特別なものではありません。  
歩んできた人生や個性が大切です。  
音楽を通じて、心も身体も元気になり、  
楽しいひとときを過ごしましょう。

もみの樹・横浜鶴見 真壁英次 施設長



最高!みんなと一緒に歌えて本当に楽しい。  
幸せを感じる。

民家ではのぼの集える

## オレンジ喫茶馬場谷



馬場谷バス停に程近いところにある民家の1階。カフェの日は、オレンジ色ののぼりが、ひらめきます。和気あいあいとした雰囲気の中、歌を唄ったり、体操をしたり、お話をしたり。認知症のある人もない人も、気兼ねなく集えるように。  
そんな思いで開催している地域に開かれたカフェです。



ある日のプログラム～食事会～  
みんなで美味しく、季節のお弁当  
とスイカをいただきました。

○ 第4水曜日 13:30～15:30

■ たつ庵（馬場2-7-16 1F）

馬場谷バス停近く

¥ 100円 ☎ 馬場地域ケアプラザ 045-576-4231



お話しや勉強会も開催。  
健康の話題で盛り上りました。



ギターの生演奏に合わせて唄う  
懐かしの曲

季節によって、花月園散策や、クリスマスにはbingo大会など、楽しいイベントも開催。



開催者の思い

認知症に関する知識のあるボランティア  
がお迎えします。認知症の人や介護者  
にとっても、ほっと一息つける居場所に  
なればと思っています。



参加者の声

自分自身、忘れっぽくなっていますが、認知症予防ができていると感じています。  
いろいろな話ができます、楽しいです。

こだわりのハンドドリップを楽しめる

## サンライズカフェ



「こんにちは!」「久しぶり!」思いがけない再会に、参加者の表情が輝きます。施設の一角。ボランティアの淹れるコーヒーの香りが広がる中、地域の憩いの場となるカフェです。



コーヒーの淹れ方講座の研修を受けたボランティアが淹れるハンドドリップのコーヒーは、おかわり自由です。

参加者の声

○ 第2土曜日 14:00 ~ 15:30

● サンライズ・ヴィラ横浜東寺尾（東寺尾1-38-27）

宝蔵院前バス停すぐ

¥ 100円 ☎ 東寺尾地域ケアプラザ 045-584-0129



参加者同士で会話が盛り上がるテーブルに、認知症の知識のあるボランティアが声をかけます。



認知症についての情報も得られます。



開催者の想い

参加者の声も取り入れながら、皆さんとともに、カフェを作りていきたいと思っています。



コーヒーが美味しい!ボランティアの方が親切でお話できてうれしい。

コーヒーのアロマに包まれる癒しの空間

## オレンジカフェ鶴見



喫茶店のオーナーが生豆からこだわった自家焙煎で入れるコーヒーを楽しめるのが、ふれあい鶴見ホスピタル内にある「オレンジカフェ鶴見」。病院のロビーとは思えないほど、素敵な空間で至福の時間を過ごせます。



喫茶店の店主が淹れるコーヒーは無料。コーヒーを味わいながら、雑談を楽しんだり、脳トレをしたりと、自由な時間を過ごせます。カウンターの横には自由に閲覧できる専門書のコーナーも。



参加者の声

⌚ 第2火曜日 13:00 ~ 16:00

🏥 ふれあい鶴見ホスピタル(東寺尾4-4-22)

京急生麦駅から徒歩10分、岸谷バス停から徒歩3分

¥ 無料 ☎ ふれあい鶴見ホスピタル 045-586-1717



カフェに対する熱い思いを伺いました



石井 映幸 先生

ふれあい鶴見ホスピタル副院長

認知症のご本人・家族へのメッセージ

年齢を重ねると、どなたの脳にも少しづつ変化が起こります。認知症は、その変化が少し早めに表れている状態です。認知症になっても、大好きな趣味を楽しみ、活躍している方もいます。もの忘れがあっても、日常生活を楽しむことが大切です。

カフェに参加するメリット

カフェは、医療と介護、地域をつなぐハブのような存在です。カフェには、認知症の知識のあるボランティアやケアプラザの職員も参加し、日頃、気になっていることを自然に話せたり、相談したりできます。



カフェを楽しみに、カフェの開催日に合わせて診察を予約し、参加しています。

気持ちを寄せあう、あたたかな時間

## メモリーカフェ はなみづき



病院の一角とは思えない明るい雰囲気の中。笑いが絶えず、居心地のいい空間があります。認知症ご本人、ご家族、病院スタッフなど、ともに笑い、ともに気持ちを分かち合えるカフェです。

ある日のプログラム

昔遊びをテーマに、右に左に、紙風船を打ち返し、みんなで大笑い。

昔懐かしの駄菓子を食べながら、思い出話に花が咲きます。



○ 第2木曜日 14:00 ~ 15:30

● 汐田総合病院2階ラウンジびゅあ(矢向1-6-20)

矢向3丁目バス停から徒歩5分

¥ コーヒー1杯無料 ● 汐田総合病院 045-574-1011



バイオリンなどの音楽鑑賞、紙芝居、昔遊び、フラダンス、認知症や薬のお話などの学習会など、いろいろな企画があります。



認知症のある本人は、話を聴くことを楽しみにして参加しています。参加したこと自体を忘れてしまうときもあるけれど、カフェでは心が動いている様子が見られます。参加を積み重ねることで、本人にとって居心地のよい場所になっています。



上手に話せないときもあるけれど、家でテレビを見ているときと違って、感情を出して話ができます。

病院スタッフからのメッセージ



交流の場として、カフェを開催しています。予約制ではないため、気軽に来てください。

病院の専門職が参加しており、認知症や介護の相談に乗れます。



おしゃべりと笑顔の花が咲く

ようこそふらっと カフェへ

## 豊岡ふらっとカフェ



「誰でもふらっと立ち寄れる居場所」になるように、地域の思いからはじまったカフェです。お茶やお菓子を片手に、おしゃべりを楽しみつつ、パワーを充電できます。



豊岡の民生委員を中心に、ケアプラザとともに、年8回程度、開催しています。



⌚ 第3土曜日(開催ない月あり) 13:30 ~ 15:00

🏠 豊岡第二・三会館(豊岡町28-18)

JR鶴見駅から徒歩6分

¥ 100円 ☎ 鶴見中央地域ケアプラザ 045-508-7800



ある日のプログラム  
ボランティアの三味線演奏に合わせ、炭坑節を踊りました。毎回楽しいプログラムを企画しています。



参加者へのメッセージ



薬剤師やケアプラザの職員も参加し、介護予防や薬、介護保険などの情報も得られます。

認知症かもと不安に感じている方やご家族が安心できる居場所になるようにという気持ちでカフェを開催しています。

気軽にふらっと立ち寄ってください。

参加者の声

家にいるとテレビばかり見てしまうけど、ここに来ると話がはずみます。来るたびに知り合いが増えて楽しいです。



思いおもいに、ゆるゆるおしゃべり

## 思い出喫茶 菜の花



盛り上げ上手の診療所のスタッフの声かけに、晴れやかな笑顔が引き出されます。ゲームや体操を通し、心も身体も軽くなり、参加するうちに、一体感が生まれるカフェです。



### ある日のプログラム

リングを運ぶゲーム。真剣に、次の人が落とさないように、思いやりを持って、運んでいきます。ゲームや体操の合間に、隣の人や病院のスタッフと雑談。和やかな雰囲気の中、会話を楽しめます。

### 参加者の声

⌚ 第1木曜日 13:30 ~ 15:30

※令和8年4月から日時変更の可能性あり。要問合せ。

🏥 うしおだ診療所(本町通1-16-1)本町通1丁目バス停からすぐ

¥ 無料 ☎ うしおだ診療所 045-521-5147



診療所の相談員、看護師、歯科、リハビリ、薬剤師などの専門職が参加し、健康のことや福祉のことまで気軽に相談できます。



参加者へのメッセージ

カフェでは、参加者全員が横並びにふらっとに交流できるのがよい所です。カフェに参加することは、感情面や認知機能にプラスの働きがあります。ぜひお気軽にお越しください。

うしおだ診療所 野末浩之 先生(中央)とスタッフの皆さん

楽しい。カフェのスタッフが病院の専門職なので、何でも話すことができて、安心です。



いつもウエルカム ～笑い声が響く駄菓子屋さん～

## いちばいきいきサロン



「認知症になっても、楽しく仲間と過ごす時間を持ち続けたい」と、みんなで作り上げたカフェです。温かい雰囲気に誘われて、毎月いろいろな人が足を運びます。みんなが年齢を重ねることを前向きに受け入れられる、そんなポジティブな気分になれるカフェです。



夏場は、アイスコーヒー やかき氷も提供。



参加者の声

○ 第2木曜日 10:00 ~ 12:00

駄菓子屋こどもの店 (市場大和町8-2)

京急鶴見市場駅から徒歩2分

¥ 200円 ☎ 区役所高齢者支援担当 045-510-1775



1階は駄菓子を扱う店舗兼飲食スペース、2階は認知症の方を介護する家族同士が日頃の思いを話す場として開放されています。介護の経験のあるボランティアも同席し、近況報告することで、気持ちが軽くなります。



家族の介護をした経験から、今後、認知症の人が増え、私の経験が少しでも役に立てばとの思いから、このカフェをはじめました。いろいろな人と巡り合えて、楽しい日々を過ごしています。

かしこまらない、家族のような雰囲気です。あるがままを受け入れてくれるので、頭に浮かんだことをそのまま口に出せます。みんながいると、心が強くなります。

## チームオレンジの取組

チームオレンジとは、認知症になっても、趣味ややりたいことを続けたり、仲間と楽しく過ごせたりできるように地域で支援する取組です。

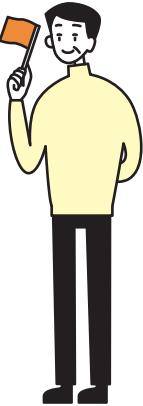
認知症になっても、自分らしくいるために、思いや希望を伝えながら、暮らしやすいまちを、一緒に作っていきましょう。



## 地域には「認知症」について理解し、応援する仲間がいます!

### 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」のことです。講座を受講することで、誰でも認知症サポーターになることができます。



### 認知症キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」を開催するボランティアです。



認知症サポーターが研修を受けると、キャラバン・メイトになれます。

### 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症です。働き盛りで発症するため、様々な問題が生じます。横浜市の若年性認知症支援コーディネーターがご相談に応じます。

「仕事をしたい」「子どもの学費や住宅ローンなど、経済的な不安がある」「日中活動をしたい」「同じ立場の人と話したい」など、様々な相談に対応しています。

横浜市総合保健医療センター診療所

総合相談室 ☎ 045-475-0105 (月～金 9時～17時)



## もの忘れが気になったら…

認知症は早く受診して、適切な治療をすることで、進行を遅らせたり、病気を受け止め、自分らしく生きることを考える時間を持つことができます。早めの受診をお勧めします。

### もの忘れ検診（無料）

市内にお住まいの50歳以上の方を対象に、認知症の簡易検査を実施しています。指定の医療機関で年度内に1回受けられます。

横浜市もの忘れ検診

検索

### 病院に受診

かかりつけ医に相談し、専門病院を紹介してもらいましょう。

横浜市認知症の診療・治療を行う医療機関リスト

検索

### 鶴見区もの忘れ相談（予約制・無料）

もの忘れが気になるけれど、病院に行くほどではないかも…と迷っている方や、そのご家族・支援者は、区役所での専門医による相談を受けることもできます。（家庭訪問也可）

毎月1回（第4木曜日・午前） 区役所高齢・障害支援課

## お問合せ・ご相談

お近くの地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
または区役所へ

潮田地域ケアプラザ 045-507-2929

矢向地域ケアプラザ 045-573-0020

寺尾地域ケアプラザ 045-585-5566

東寺尾地域ケアプラザ 045-584-0129

駒岡地域ケアプラザ 045-570-6601

鶴見市場地域ケアプラザ 045-504-1077

鶴見中央地域ケアプラザ 045-508-7800

生麦地域ケアプラザ 045-510-3411

馬場地域ケアプラザ 045-576-4231

鶴見区役所高齢・障害支援課

045-510-1775 FAX 045-510-1897



令和8年2月19日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会

### 令和8年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルへの御協賛のお願い

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度令和8年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月16日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

運営は、引き続き県立三ツ池公園周辺の8地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区、矢向地区、豊岡地区）を中心となり、三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていくける地域の絆づくりを目指して開催したいと考えております。

つきましては、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催趣旨を御理解いただくとともに、今回もぜひ御協賛を賜りたく、お願ひ申し上げます。

（問合せ先）

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会

事務局長 時崎 達彌

電話：572-7634

# 令和8年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御協賛について

## 1 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催概要（予定）

- (1) 開催日時：令和8年5月16日（土）9時30分～16時00分  
（小雨決行、荒天時及びその他開催できない事由が発生した場合中止とし、順延は行いません。）
- (2) 会場：県立三ツ池公園
- (3) 内容：町内会、各種団体、行政等による飲食・物販・展示の模擬店、抽選会、ステージ発表、スポーツ・昔遊び体験コーナーほか
- (4) 来場者数：のべ約55,000人（R6年度実績）
- (5) 実施体制：主催 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会  
共催 鶴見区役所（予定）  
県立三ツ池公園指定管理者  
協力 NPO法人 鶴見区民地域活動協会  
協賛 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか（予定）

## 2 協賛金の取りまとめ等について

- (1) 協賛金額 一口 5,000円

※下記連合町内会に所属されている町内会におかれましては、一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願いいたします。

上末吉地区自治連合会・駒岡地区連合会・下末吉地区自治連合会  
寺尾地区自治連合会・寺尾第二地区連合会・生麦第二地区連合会  
矢向地区連合会・豊岡地区連合会

※フェスティバル中止の場合、協賛金の返金は行いません。あらかじめご了承ください。

- (2) 取りまとめ方法

### 【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめますので、別紙の協賛申込書に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へご提出ください。（3月18日（水）まで）

### 【連合町内会会長様へのお願い】

3月19日（木）の区連会の際に、取りまとめた協賛金をご持参願います。

区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。大変お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

- (3) 振込による支払いの場合

取りまとめ期限に間に合わない等の理由により振込を希望される場合は、以下の口座へお振込をお願いいたします。

（振込口座）※恐れ入りますが、振込手数料についてはご負担をお願いいたします。

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153

みついけこうえん 三ツ池公園 フェスティバル 実行委員会 みやの まさお  
じっこういいんかい 宮野 昌夫

（振込期日） 令和8年3月31日（火）までにお振込をお願いいたします。

# 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル協賛金申込書

令和8年 月 日

■町会名	
(ふりがな) 町会名	
(ふりがな) 会長名	
■協賛口数・協賛金額 ※複数口も可能ですが是非ともよろしくお願ひします。	
	口
	円
■連絡先	
所在地	〒
電話	
(ふりがな) 担当者名	

◇ご希望の入金方法をお選びください。< 振込・持参 >

## 【単位町内会会長様へのお願ひ】

連合会ごとに取りまとめをお願いしておりますので、本紙に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へ御提出ください。（3月18日（水）まで）

## 【連合町内会会長様へのお願ひ】

3月19日（木）の区連会の際に、取りまとめた協賛金を御持参願います。

（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）

## 【振込を希望される場合はこちらの口座にお願いいたします】

《振込先》※恐れ入りますが、振込手数料についてはご負担をお願いいたします

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153

みついけこうえん じっこういいんかい みやの まさお  
三ツ池公園フェスティバル実行委員会 宮野 昌夫

# 鶴見区

# 春の火災予防運動

令和8年 3月1日～3月7日

令和7年中  
鶴見区内での火災件数

61件 (昨年比：13件増)

住宅火災の主な原因

- たばこ …… 7件
- こんろ …… 5件
- 配線機器 …… 5件
- 放火 …… 3件
- 電灯・電話等配線 …… 3件

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

2025年度全国統一防火標語



昨年よりたばこによる火災が増えていました。  
たばこの火は完全に消火してから捨てるようし、  
寝たばこは絶対にやめましょう。



よこはま防災e-パーク  
住宅防火対策～たばこ火災編～



令和8年2月19日

# 鶴見消防署 インフォメーション



● ● ● ● ● 3月1日から3月7日まで春の火災予防運動実施！ ● ● ● ● ●

これからは風が強く、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。鶴見区内の住宅では、たばこ、配線機器による火災が発生しています。火の元のお取り扱いに今一度ご注意ください。

## ◆ 鶴見区内の火災・救急概況

区分	年別	R8年	R7年	増△減
火 灾 件 数		6	7	△ 1
火 灾 種 別	建 物	2	4	△ 2
	林 野			
	車両			
	船 舶			
そ の 他		4	3	1
損 壊 程 度	焼 損 面 積 (m²)			
死 者				
負 傷 者		0	1	△ 1
主な火災原因	放火（疑い含む）	3	1	2
	たばこ	2	2	
	配線器具	1	2	△ 1
	そ の 他	0	2	△ 2
救 急 件 数		1,577	1,729	△ 152
救急種別	急 病	1,102	1,276	△ 174
	交 通 事 故	69	57	12
	一 般 負 傷	285	285	
	そ の 他	121	111	10

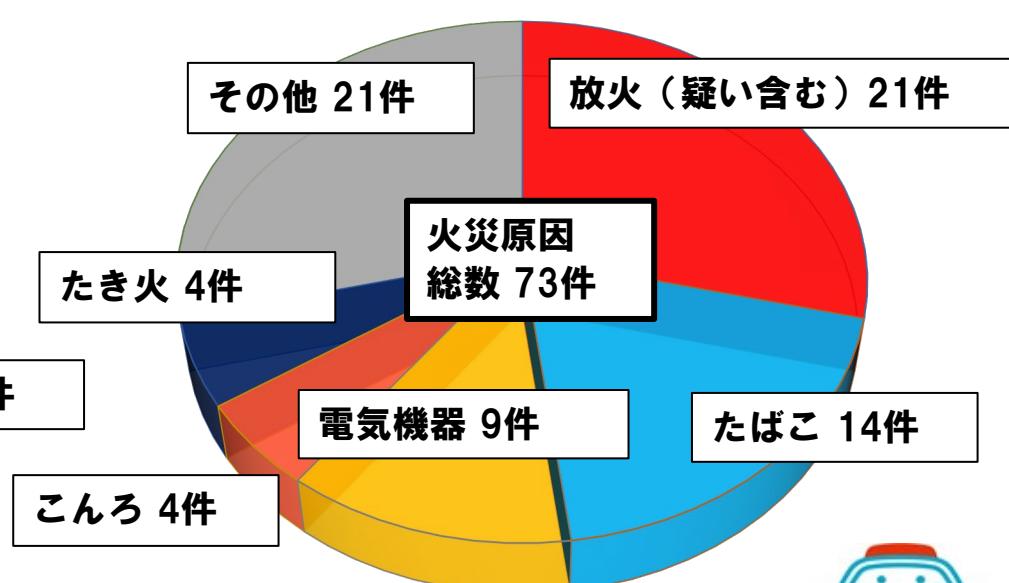
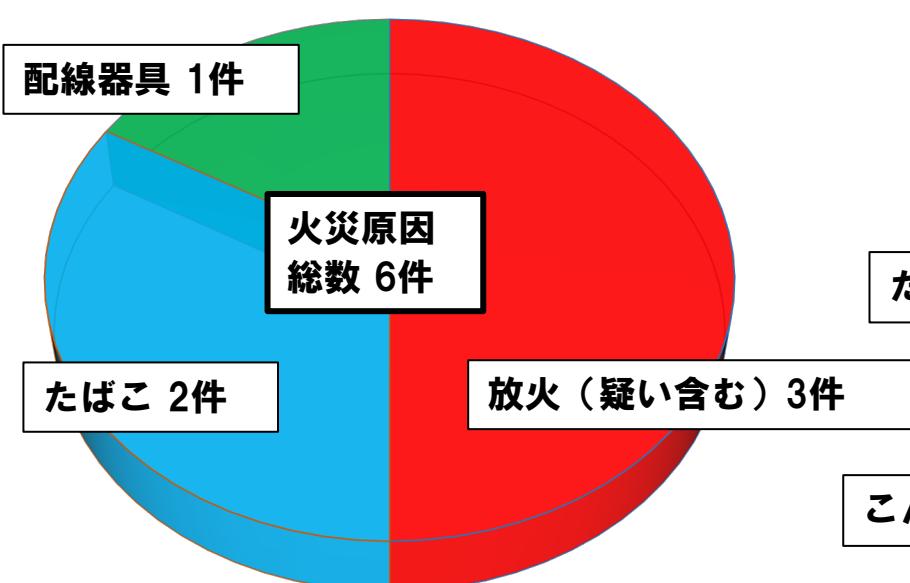
区 内

(令和8年1月1日～1月31日速報値 昨年同期比較)

## ◆ 横浜市内の火災・救急概況

区分	年別	R8年	R7年	増△減
火 灾 件 数		73	87	△ 14
火 灾 種 別	建 物	36	56	△ 20
	林 野	1		1
	車両	3	7	△ 4
	船 舶			
そ の 他		33	24	9
損 壊 程 度	焼 損 面 積 (m²)	287	1,081	△ 794
死 者		0	3	△ 3
負 傷 者		7	16	△ 9
主な火災原因	放火（疑い含む）	21	11	10
	たばこ	14	23	△ 9
	電気機器	9	4	5
	こんろ	4	10	△ 6
たき火		4	2	2
そ の 他		21	37	△ 16
救 急 件 数		21,889	23,121	△ 1,232
救急種別	急 病	15,264	16,704	△ 1,440
	交 通 事 故	693	666	27
	一 般 負 傷	4,077	4,000	77
	そ の 他	1,855	1,751	104

市 内



知って予防! 救急車

# 住宅火災にご注意を！

昨年、鶴見区内では住宅火災が36件起きており、そのうち7件がたばこによる火災でした。次いで、こんろが5件、配線機器が5件となっています。

たばこの小さな火でも大きな火災につながる場合があるため、確実に火を消してから捨て、ポイ捨てはしないようお願いいたします。



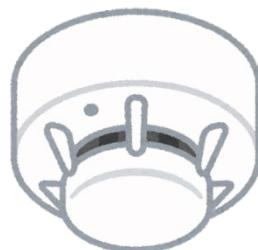
3分でわかる！住宅防火対策  
～たばこ火災編～

## 住宅用火災警報器、点検・交換していますか？

住宅用火災警報器は設置から10年で交換が必要になる機械です！

ご自宅の住宅用火災警報器はいざという時しっかりと動作するか、点検をお願いいたします。

ご自身で点検・交換が難しい場合、お近くに住宅用火災警報器の設置や交換ができる方がいる場合、消防署にご連絡いただければ消防職員が点検・交換をさせていただきます。（住宅用火災警報器本体は事前にご購入していただく必要があります。）



3分でわかる！住宅用火災警報器  
～点検・交換編～

# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和8年2月  
鶴見警察署 生活安全課

1月末暫定値

## 1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

罪種別 年 別	凶 惡 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他 計	
	殺	強	放	不 同 意 性 交 等	暴	傷	脅	恐	侵 入	乗 り 物	非 侵 入	詐	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和8年 1月末	0	1	0	0	6	8	2	0	4	41	51	12	0	1	1	17	144
令和7年 1月末	0	1	0	0	5	4	0	0	2	44	50	7	0	1	2	10	126
前年比	0	0	0	0	+1	+4	+2	0	+2	-3	+1	+5	0	0	-1	+7	+18



神奈川県警のキャラクター  
ピーカルくん

## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

手 口 別 年 別	侵 入 盗						乗 乗 物 盗			非 侵 入 盗						合 計		
	空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盜	オ ー ト バ イ 盜	自 転 車 盜	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	小 計	
令和8年 1月末	1	0	0	0	3	4	1	7	33	41	3	0	0	23	4	21	51	96
令和7年 1月末	1	0	1	0	1	3	2	4	53	59	2	1	1	19	1	19	43	105
前年比	0	0	-1	0	+2	+1	-1	+3	-20	-18	+1	-1	-1	+4	+3	+2	+8	-9

特 殊 詐 欺 （ 往 り 込 め 詐 欺 ）
6
3
+3

## 特殊詐欺被害総額 約6447万円

（※被害額は10,000円単位四捨五入）

### キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

### オレオレ詐欺被害… 5人 約 6447万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

### 預貯金詐欺被害… 1人 約 0万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺

### 還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

### 架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載

### 融資保証金詐欺被害… 0人

お金を借りたい人の心理につけ込み、「融資を受けるには保証金が必要。」等と嘘を言ってお金を騙し取る詐欺です。SNS上やネット広告での「ブラックでも融資可能」「即日高額貸付」等の文句には注意が必要です。

鶴見警察署公式X（旧Twitter）  
@4339\_police



鶴見警察署  
ホームページQRコード



# 地域安全情報

鶴見警察署  
生活安全課  
防犯少年係

令和8年1月末暫定値

## 町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和8年 1月末	令和7年 1月末	前年比									
総 数	96	96	0			0	1		+1	33	33	0
朝 日 町	5	3	+2			0			0			0
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町			0			0			0			0
市 場 下 町		2	-2			0			0	1		-1
市 場 西 中 町		0				0			0			0
市 場 東 中 町		1	-1			0			0	1		-1
市 場 富 土 見 町		0				0			0			0
市 場 大 和 町		0				0			0			0
潮 田 町	2	1	+1			0			0			0
江 ケ 崎 町	4	4	0			0			0	3		+3
小 野 町		0				0			0			0
梶 山		1	-1			0			0			0
上 末 吉	2	1	+1			0			0	1	1	0
上 の 宮		0				0			0			0
寛 政 町	1		+1			0			0			0
岸 谷	1	3	-2			0			0			0
北 寺 尾	2	3	-1			0			0	2		-2
駒 岡	5	8	-3			0			0	5	2	+3
栄 町 通		2	-2			0			0			0
汐 入 町	1		+1			0			0			0
獅 子 ケ 谷	3	3	0			0			0	1		+1
下 野 谷 町		2	-2			0			0			0
尻 手	7	4	+3			0			0	1	1	0
下 末 吉	4	6	-2			0	1		+1	1	4	-3
末 広 町		0				0			0			0
菅 沢 町		0				0			0			0
諫 訪 坂		0				0			0			0
大 黒 町		2	-2			0			0			0
大 黒 ふ 頭		0				0			0			0
大 東 町		0				0			0			0
佃 野 町	2	1	+1			0			0	1	1	0
鶴 見		1	-1			0			0			0
鶴 見 中 央	17	15	+2			0			0	5	7	-2
寺 谷		0				0			0			0
豊 岡 町	17	9	+8			0			0	8	4	+4
仲 通		3	-3			0			0		2	-2
生 麦	2	6	-4			0			0		1	-1
浜 町		1	-1			0			0		1	-1
馬 場	2	1	+1			0			0			0
東 寺 尾		1	-1			0			0			0
東 寺 尾 北 台		0				0			0			0
東 寺 尾 中 台	1		+1			0			0	1		+1
東 寺 尾 東 台		0				0			0			0
平 安 町	3	2	+1			0			0	2	1	+1
弁 天 町		0				0			0			0
本 町 通	1		+1			0			0	1		+1
三 ツ 池 公 園		0				0			0			0
向 井 町	3	3	0			0			0		2	-2
元 宮	3	3	0			0			0			0
矢 向	8	4	+4			0			0	3	2	+1

# 交通事故発生状況

令和8年2月  
鶴見警察署 交通課

1月末概数

## ①管内発生状況

(年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	52	0	6	49	55
7年	46	0	6	46	52
増減数	+6	±0	±0	+3	+3

## ③管内発生状況

(1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	52	0	6	49	55
7年	46	0	6	46	52
増減数	+6	±0	±0	+3	+3

## ②県内発生状況

(年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
8年	1751	10	2001
7年	1696	18	1933
増減数	+570	-8	+68

令和8年に入りましても、昨年から引き続き、県内での交通事故が多発しています。

特に、道路横断中の高齢歩行者が犠牲になる事故が多く発生しています。  
交通事故はいつ起こるか予測がつきません。  
緊張感をもって行動してください。

## ④路線別

	一般国道			県道・地方道			市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号		
8年	8	4	1	1	4	1	6	25
7年	7	2	0	3	3	2	10	19



自転車事故多発中！  
ヘルメットを着用しま  
しょう。

## ⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
8年	6	11	8	4	7	9	7
7年	6	6	6	7	8	5	8

## ⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
8年	1	1	2	4	6	7	7	6	9	9	0	0
7年	0	2	0	3	4	5	3	5	4	14	6	0

## ⑦町名別

(区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	下末吉	北寺尾	獅子ヶ谷	東寺尾
8年	8	5	5	5	4	1
7年	6	3	1	2	1	7

## ⑧事故類型別

	車両同士					人対車両			列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
8年	3	2	7	5	11	16	5	4	0
7年	0	0	9	2	8	17	7	3	0

## ⑨関係者別

(二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
8年	1	20	18	14
7年	0	15	16	6



鶴見警察署  
マスコット  
キャラクター  
かける&まい

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。